

月報私学

2023
4
VOL.304



北嶺中・高等学校は、昭和61年に中学校が、平成元年に高等学校が開設されました。中高一貫教育の中で、受験を意識した進学指導を展開するとともに、柔道とラグビーを校技とし、また全校登山を実施するなど文武両道の教育を実践しています。さらに八つの「探求型特別プロジェクト」を通して、生徒たちの「探求心・好奇心」、「思考力・判断力」、「協調性・協働心」を育てています。「めざすなら高い嶺」を合言葉に、将来、日本をはじめ国際社会で献身的に活躍できるリーダーの育成を目指しています。

CONTENTS

写真提供 学校法人希望学園 北嶺中・高等学校（北海道札幌市）

● 令和4年度 私立大学等経常費補助金 最終交付状況と配分方法の主な変更点	2
● 受配者指定寄付金制度をぜひご利用ください	4
● 令和5年度 電子証明書等の取り扱い	5
● 「令和5年度 学校法人基礎調査」のご案内	6
● 「大学ポートレート(私学版)」のご利用案内	7
● 私立学校寄付金ポータルサイトをご活用ください	8
● 「ねんきん定期便」及び「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」の送付	9
● 資格関係の報告内容の訂正／資格取得等の手続きは加入者が所属する学校から報告してください	10
● 「被扶養者認定申請書」は30日以内に提出してください／被扶養者の要件を再確認してください／ 掛金等の期限内納付及び口座振替のお願い／性別記載欄の表示がなくなりました／ 様式用紙等の請求方法	11
● 療養費・家族療養費の請求手続き／福島原発事故に伴う一部負担金免除の延長	12
● 「医療費助成資格届書」を届けてください／令和5年度 団体信用生命保険料充当金率(住宅貸付)／ 加入者貸付の借受人に退職手当等を支給したとき／ ホームページ及び「共済だより レター」の周知をお願いします	13
● 加入者貸付のご案内	14
● 令和5年度 ガーデンパレス共済業務課主催 各種説明会	15
● 私学共済制度のあらまし	16
● INFORMATION	18
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	20

表1 令和4年度私立大学等経常費補助金 交付状況

区分	学校法人数			学校数			補助金額	
	総数 (A)	交付法人		総数 (C)	交付校		予算額	交付決定額
		法人数 (B)	(B) (A)		学校数 (D)	(D) (C)		
一般補助	大学	573	545	95.1	623	583	93.6	千円 262,985,030
	短期大学	95	90	94.7	297	270	90.9	13,420,446
	高等専門学校	1	1	100.0	3	2	66.7	218,747
	計	669	636	95.1	923	855	92.6	276,624,223
特別補助	大学	573	500	87.3	623	521	83.6	20,245,186
	短期大学	95	86	90.5	297	250	84.2	1,130,731
	高等専門学校	1	1	100.0	3	2	66.7	7,324
	計	669	587	87.7	923	773	83.7	21,546,783
合計	大学	573	545	95.1	623	583	93.6	283,230,216
	短期大学	95	90	94.7	297	270	90.9	14,551,177
	高等専門学校	1	1	100.0	3	2	66.7	226,071
	計	669	636	95.1	923	855	92.6	298,171,006

令和4年度私立大学等経常費補助金は、当初予算額、補正予算額の合計額298億1,710万6,000円（復興特別会計3億1,132万8,000円を含む）のうち、298億746万4,000円を855校に対して交付しました。

令和4年度 私立大学等経常費補助金
最終交付状況と配分方法の主な変更点

助成業務
助成部 補助金課

表2 令和4年度私立大学等経常費補助金 特別補助交付状況

項目名	補助金額	
	対象(校)	交付額(千円)
I 成長力強化に貢献する質の高い教育	619	6,135,257
II 社会人の組織的な受入れ	177	383,822
III 大学等の国際交流の基盤整備	189	2,747,063
IV 大学院等の機能の高度化	655	11,929,860
V 東日本大震災からの復興支援〔復興特別会計〕	7	147,786
VI 令和4年 台風第8号、第14号・第15号からの復興支援	25	39,453
特別補助計	773*	21,383,241

※対象校の合計欄は実交付学校数

このうち、一般補助は276億2,422万3,000円、特別補助は213億8,324万1,000円（復興特別会計を含みます）となっています（表1、2）。

配分方法の主な変更点等は次のとおりです。

私立大学等改革総合支援事業

「Society5.0」の実現に向けた特色ある教育研究の推進や高度研究を実現する体制・環境の構築、地域社会の発展への貢献、社会課題を解決する研究開発・社会実装の推進など、自らの特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する事業です。

4年度の選定校数は252校（実数）でした（表3）。

タイプ1「Society5.0」の実現等に向けた特色ある教育の展開
「Society5.0」時代に求められる力を養う、文理横断的な教育プログラムの実施、リベラルアーツ教育の推進等、新たな時代を生きる学生に対する教育機能の強化を促進します。
また、入学者選抜の充実強化、高等学校教育との連携強化等、高大接続改革への取組を支援します。
4年度は、69点以上（95点満点）、102校が選定されました。

タイプ2「特色ある高度な研究の展開」
研究基盤・支援体制の整備や国内外との頭脳循環の促進、他大学や研究機関等との連携による研究の推進など、特色ある研究の高度化・強化に向けた大学等の機能強化を促進します。

表3 私立大学等改革総合支援事業 選定状況

区分	大学			短期大学			高等専門学校		申請校数計	選定校数計	選定率(%)	得点(点)	
	申請校数	選定校数	選定率(%)	申請校数	選定校数	選定率(%)	申請校数	選定校数				満点	選定点
タイプ1 【「Society5.0」の実現等に向けた特色ある教育の展開】	386	78	20	152	24	16	1	0	539	102	19	95	69
タイプ2 【特色ある高度な研究の展開】	125	44	35	11	0	0	0	0	136	44	32	61	30
タイプ3 【地域社会の発展への貢献】	(地域連携型)	163	52	32	43	6	14	0	206	58	28	53	32
		130	85	65	45	26	58	0	175	111	63	共通 個別 64 48	共通 個別 42 23
タイプ4 【社会実装の推進】	94	48	51	6	0	0	0	0	100	48	48	59	39
延べ数	898	307	34	257	56	22	1	0	1,156	363	31	—	—
実数計	437	205	47	171	47	27	1	0	609	252	41	—	—

4年度は、30点以上（61点満点）、44校が選定されました。

タイプ3「地域社会の発展への貢献」

(地域連携型)

地域と連携した教育課程の編成や社会人の受け入れ、地域の課題解決に向けた研究の推進など、地域の経済・社会、産業、文化等の発展に寄与する取組を支援します。

4年度は、32点以上(53点満点)、58校が選定されました。

(プラットフォーム型)

大学間、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じて、地域と大学等双方の発展に向けた取組を支援します。

4年度は、111校が選定されました。

タイプ4「社会実装の推進」

産業連携本部の強化や企業との共同研究・受託研究、知的財産・技術の実用化・事業化、産業界と連携した社会実装の推進に向けた取組を支援します。

4年度は、39点以上(59点満点)、48校が選定されました。

当該支援事業に選定された大学等については、一般補助及び特別補助において、次のとおり増額します。

(一般補助)

「教育研究経常費」のうち「教員経費」及び「学生経費」の補助金算定額に18.7%(タイプ2選定校は21.0%)を乗じた額について、2億5000万円を上限として増額しました。

(特別補助)

タイプごとの得点に応じた額を増額しました。

当該支援事業の詳細は、文部科学省ホームページ「教育」大学・大学院、専門教育▼私立大学▼私立学校・学校法人の振興▼私学助成の充実▼交付要綱等▼私立大学等改革総合支援事業をご覧ください。

一般補助

「情報の公表の実施状況」の耐震化完了計画の公表基準日

情報公表の項目のうち、「校舎等の耐震化率及び耐震化完了計画」について、3年度は年度内に公表する見込みであっても対象としていましたが、4年度は当該年度の10月1日が公表の基準日となりました。

特別補助

教育研究活動の拡大・展開に協働して取り組む私立大学等の取組支援

18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、学修者や社会のニーズは多様化しています。大学の枠を超えた緊密な連携の下、複数大学等によるソフト・ハード両面の資源の共用と効果的・効率的な活用等により、教育研

究機能を拡充し、社会へのさらなる貢献に取り組む大学等のグループを支援しました。

次の各取組を実施する大学等について、取組内容に応じ増額しました。

① 大学等連携推進法人制度を活用した、中長期的及び継続的な教学面・運営面の連携に資する新たな取組を行う大学等

ただし、当該年度に「地域活性化人材育成事業(SPARC)」に採択された事業に参画する大学等は対象とする

(1グループあたり4507万円)

② 大学等の教育の質の向上や機能の拡充・効率化を目的とし、他大学等と緊密な連携を新たに行う大学等(1グループあたり10001万円1000円)

大学院における研究の充実

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」において、大学等の教授等(学長、副学長及び教授)及び准教授に占める女性の割合を令和7年までにそれぞれ引き上げる目標(教授等23%・准教授30%)が掲げられており、教授等への女性の登用の一層の推進に取り組み大学等を支援しました。

主な変更点は以上です。補助金の交付状況及び配分基準等については、私学事業団ホームページ「助成業務のご案内」▼私立大学等経常費補助金をご覧ください。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

助成部 補助金課

私立大学等改革総合支援事業

補助金第一係

☎ 03(3230)

7300-7302

一般補助

補助金総括係

☎ 03(3230)

7298-7299

補助金第二係

☎ 03(3230)

7304-7306・7324

特別補助

特別補助第一係

☎ 03(3230)

7308-7310

特別補助第二係

☎ 03(3230)

7312-7314

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

受配者指定寄付金制度を

ぜひご利用ください

助成部 寄付金課

受配者指定寄付金制度は、法人税法の規定に基づく財務大臣の指定を受けた寄付金制度です。寄付者が企業等法人の場合には、寄付金の全額を損金の額に算入することが認められています。

寄付金は学校法人にとって重要な財源です。寄付金募集の際は、ぜひ本制度を積極的に活用してください。

対象校

本制度の対象となる学校は、学校法人が設置する学校教育法第1条に規定する学校（幼保連携型認定こども園を含みます）及び同法124条に規定する専修学校（授業時間数が2000時間以上の高等課程又は1700時間以上の専門課程を設置するものに限りま

対象事業

対象となる事業は、対象学校が実施する教育・研究に充てる費用又は基金のうち、次の①～⑦に該当する事業の範囲となります。

- ① 敷地、校舎、その他附属設備の取得費
- ② 教育研究に要する経常的経費
- ③ 寄付講座等基金
- ④ 奨学基金
- ⑤ 教育研究基金

（注）

（注）基金には、「取崩し型基金」を含む

みます。

- ⑥ ①及び②に要した借入金の返済費用
- ⑦ 既設の学校法人が新たに学校等（学部、学科等）を設置するために行う次の事業

- A 校地、校舎その他附属設備の取得費
- B 初年度経常経費

なお、新たに学校法人を設立し、学校等を設置するための寄付金は、財務省が直接審査（個別指定）をするため、本制度の対象になりません。

利用要件

寄付金募集に当たり、本制度を利用する場合には、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 広く一般に募集する寄付金であって、次のいずれの要件をも満たし、公益性の観点から問題がないこと
- ・ 寄付者が当該寄付により特別な利益を受けるものではないこと
- ・ 寄付者が不当な税の軽減を企図したものではないこと
- ・ 寄付者の子弟等の入学に関するものではないこと
- ② 教育の振興その他公益の増進に寄与するための支出であって、緊急を要するものに充てられることが確実であること

- ③ 税制上の優遇措置を必要としない者からの寄付金でないこと
- ④ すでに終了している事業に充てる寄付金でないこと

- ⑤ 原則として、1口の寄付金額が2000円以上であること

なお、個人（個人事業主を含む）からの寄付金については、本制度と同様の税の優遇措置を受けることができる制度（特定公益増進法人に対する寄付金）があるため、原則として私学事業団では取り扱わないこととしています。

事務の流れ

◆制度の利用に当たって

本制度を初めて利用する場合は、「受配者指定寄付金連絡票」を提出してください（図・a）。

提出する際には、決算書その他「広く一般に募集する寄付金」であることを明らかにできる資料等を添付してください。内容を確認した後、「利用開始のお知らせ」とともに、寄付金の振り込みの際に必要な所定の「振込依頼書」を本事業団より送付します（図・b）。

◆募金の開始

受配者指定寄付金にかかる募金活動は、「利用開始のお知らせ」が送付されてから始めてください。募金活動は学校法人で行っていただきます（図・c）。寄付申込のあった企業等法人（寄付者）には「寄付申込書」（様式指定）を依頼してください（図・d）。

◆本事業団の指定銀行口座への振り込み

企業等法人（寄付者）からの寄付金は、学校法人が預かり（この時点での会計処理は、「預り金受入収入」となります）（図・e）、寄付金を取りまとめた後に、まとめて本事業団に振り込んでください（この時点の会計処理は、「預り金支払支出」となります）（図・f）。

なお、寄付金の受領日は本事業団指定の銀行口座に寄付金が入金した日となります。寄付者が寄付金を支出した事業年度を過ぎてから本事業団に入金された場合、その寄付金は、その事業年度での損金算入が認められなくなります。振り込みの際には、注意してください。

◆寄付金の振り込み及び必要書類の作成・提出

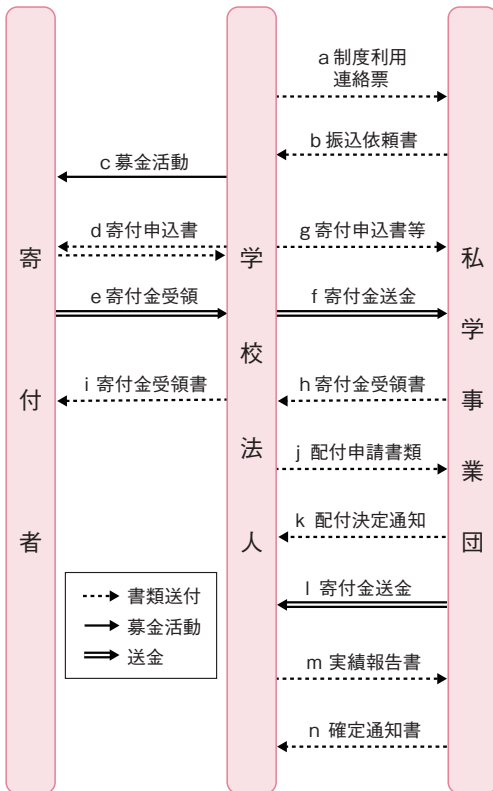
本事業団に寄付金を振り込む際は、寄付者から提出された「寄付申込書」を取りまとめるうえ、次の書類（様式指定）を本事業団に提出してください（図・g）。

- ① 「寄付申込書」
 - ② 「受配者指定寄付金に係る確認書」
- ※②は、寄付金額が1000万円を超えの場合のみ提出
- ③ 「寄付金振込報告書」
 - ④ 「寄付者名および寄付金額一覧」

◆「寄付金受領書」について

本事業団では、寄付金の入金及び「寄付申込書」等提出書類の確認等を行っ

図 受配者指定寄付金の事務の流れ



各様式は、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶受配者指定寄付金▶受配者指定寄付金様式〕からダウンロードできます。

◆**寄付金の配付**
 本事業団は、提出された「寄付金配付申請書」等に基づき、毎月事業内容等の審査を行い、寄付金の配付を決定します。決定後、「寄付金配付決定通

知書」を学校法人宛てに送付し（図・k）、毎月末に本事業団から学校法人の口座に寄付金を振り込みます（この時点の会計処理は、「特別寄付金収入」となります）（図・i）。
 ◆**実績報告書の提出**
 寄付金の配付を受けた年度終了後に、「寄付金に係る事業の実績報告書」（様式指定）等を、根拠資料とともに本事業団宛てに提出してください（図・m）。
 ◆**寄付金確定通知書の送付**
 本事業団において実績報告を確認した後、寄付事業を確定し、「寄付金確定通知書」を学校法人宛てに送付します（図・n）。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
 助成部 寄付金課
 ☎03(3230)7317・7318
 Eメール kitukin@shigaku.go.jp

令和5年度 電子証明書等の取り扱い

システム管理室

◆電子証明書等の取り扱い

私学事業団では、認証システム及び暗号化システムを導入し、セキュリティ対策を講じています。このシステムは、不正アクセス等により情報の流出や改ざんが起これないよう、十分配慮したものと なっています。

そのため「基礎調査票e-マネージャ」等のシステムにアクセスするには、電子証明書とパスワード（以下「電子証明書等」といいます）が必要です。電子証明書等の不適切な取り扱いによっては、情報の流出や改ざんにつながる可能性があることから、次の2点にご注意ください。

①電子証明書は、学校法人基礎調査等の業務を担当している責任者、あるいは責任者が許可した担当者の端末のみにインポートしてください。

②セキュリティを維持するために、電子証明書等については、適切な保管及び管理をお願いします。

◆令和5年度電子証明書等の送付

電子証明書は、学校法人基礎調査の書類に同封し、学校法人へ送付します。

また、パスワードは、電子証明書とは別に送付します。送付するパスワードは電子証明書をインポートする際にご利用いただけますが、4月中にログインする場合は、令和4年度の旧パスワード

ワードをご使用ください。新しく送付したパスワードでログインできるのは令和5年5月からとなります（詳細はマニュアルをご覧ください）。

今回送付する電子証明書

◆**親認証**◆子認証（学校法人ポータルサイト閲覧用、私学情報提供システム用、寄付金システム用）

なお「基礎調査票e-マネージャ」用の子認証は送付しません。取得する場合は、親認証をインポートした端末から「基礎調査票e-マネージャ」にログイン後、画面上の操作によって子認証を発行してください。

「学校法人ポータルサイト」では、「私学情報提供システム」や「基礎調査票e-マネージャ」等、学校法人が利用可能な情報システムの入口の他に、連絡掲示板やマニュアル等も掲載しています。ぜひご利用ください。

※学校法人基礎調査における「法人番号」とは、学校法人ごとに私学振興事業本部で指定する6桁の番号です。

※電子証明書等は1年間使用しますので、大切に保管してください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
 システム管理室
 ☎03(3230)7286・7288
 Eメール system-k@shigaku.go.jp

「令和5年度 学校法人基礎調査」のご案内

(大学法人・小学校法人の皆様へ)

私学経営情報センター私学情報室

私学事業団では、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校を設置する学校法人を対象として令和5年4月に「令和5年度 学校法人基礎調査」を実施します。

本調査は、本事業団のWeb調査システム「基礎調査票e-マネージャ」(以下「e-マネージャ」といいます)によるデータの提出(送信)と、決算関係書類の提出(郵便等による送付)を、各学校法人にお願いするものです。

詳細につきましては、私学事業団ホームページ「助成業務のご案内」▼学校法人ポータルサイトへ(画面右上)に随時掲載しますので、ご参照ください(下図参照)。

本調査により得られた情報は、本事業団が行う経営相談、融資、補助金交付等の各種業務、私学団体による分析等、また、文部科学省による私学振興方策等の企画・立案及び予算要求のための資料並びに大学ポータルサイトの公表情報(大学・短期大学・高等専門学校のみ)として活用します。調査目的以外に使用することはありません。

「e-マネージャ」を利用した提出

電子認証により本事業団の「e-マネージャ」にアクセスして、各調査項目にデータを入力いただき、データを提出(送信)ください。なお、「操作マニュアル・入力要領」は、「e-マネージャ連絡用掲示板」又は「電子窓口」からダウンロードできますので、ご利用ください。

「e-マネージャ」のメリット

- ① 認証システム及び暗号化したシステムの構築など、セキュリティ対策を施したWeb調査システムのため、データの漏洩・改ざん等を防止します。
- ② 複数の部署で調査票の入力を分担することが出来ます。
- ③ 提出期限日まで、データの入力・修正が可能です。

システム環境等により「e-マネージャ」をご利用にならない場合は、私学情報室までご相談ください。

決算関係書類の提出

「e-マネージャ」によるデータの提出に併せて、令和4年度の

「計算書類(写)」

「独立監査人の監査報告書(写)」

「収益事業の計算書類(写)」

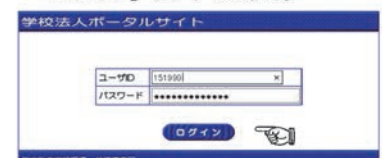
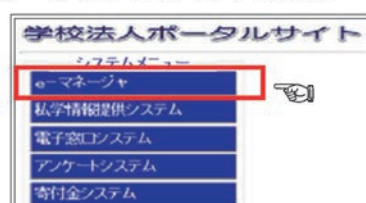
を各1部、私学情報室宛てにご送付ください。

ご提供いただいた決算関係書類は、基礎調査の財務にかかる調査票の確認や統計分析資料作成のために活用します。なお、基礎調査同様、調査目的以外に使用することはありません。

また、補助金課へ提出されている場合でも、お手数ですが、別途私学情報室へもご送付ください。

図「e-マネージャ」へのアクセス方法

- ① 電子証明書をインストールしたPCを起動する。
- ② ブラウザで、私学事業団「私学振興事業本部」のHPを表示し、(https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm) 右上の「学校法人ポータルサイトへ」(赤枠部分)をクリックする。

- ③ ユーザーID(法人番号)とパスワードを入力し、「ログイン」をクリックする。

- ④ 「e-マネージャ」をクリックする。


決算関係書類送付先

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

日本私立学校振興・共済事業団

私学情報室

大学法人・短期大学法人・
高等専門学校法人の皆様へ

大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人の皆様におかれましては、令和5年1月に実施した納付金調査にご協力いただき、ありがとうございます。引き続き、基礎調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
私学経営情報センター 私学情報室
03(3230)7840(7844
Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

生徒の「好き」や「なりたい」をかなえるために

「大学ポートレート（私学版）」のご利用案内

私学経営情報センター 私学情報室

「大学ポートレート（私学版）」は、偏差値による大学選びではなく、生徒の「好きなこと」や「なりたい職業」などの興味や目的で大学選びができるウェブ 사이트です。

今まで知らなかった大学・短期大学（以下「大学等」といいます）と出会うことができるので、高校生の進路選択支援・キャリア教育の導入段階での活用におすすめです。

◆「大学ポートレート（私学版）」とは

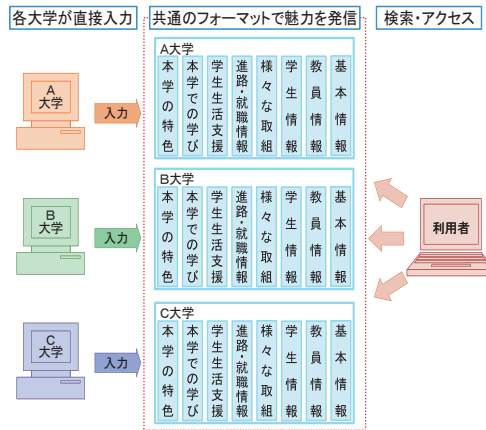
「大学ポートレート（私学版）」は、私立の大学等が、特色やその特色を実現するために実践している教育研究の取り組みを、高校生や保護者、進路指導担当者などに広く発信することで、各大学の魅力・強みをより一層社会に伝える場として作られました。

令和5年3月1日現在、全国の95%を超える871校の私立大学等が参加しています。

◆大学等のホームページとの違い

大学等は自校のホームページで、教育や研究、学生支援などの魅力・強みをアピールし、個性あふれるさまざまな情報を発信しています。しかし、大学等ごとにホームページの作りが異なるため、知りたい情報にたどり着くま

でに時間を要することがあります。これに対して、「大学ポートレート（私学版）」では、フォーマットを統一しているため、知りたい情報に速やかにアクセスすることができます。



また、統一されたフォーマットは各大学等の特長を把握しやすいことから、自分に合った大学選びができます。

◆掲載している情報

所在地や設置学部などの基本情報や学生数、学費などはもちろん、入学者の受け入れに関する方針（アドミッシヨンポリシー）など、大学等の建学の精神に基づいた多様な教育情報について、大学等が自ら入力した信頼できる内容を掲載しています。

このうち、各大学等の特色は、9種

類の「特色の目的」に分類して、分かります。また、「地域連携」や「キャリア教育」、「就職支援」、「学費負担の軽減」など、各大学等が実施している教育の「取組」を59種類に整理し、内容や目的等についても掲載しています。

これらを組み合わせ、私立大学等ならではのさまざまな魅力・強みが大学ポートレート上で表現されています。

◆検索方法

目的別検索

学校名、所在地の他、取得可能な資格、学問領域、特色の目的、取組などを条件として検索できます。

フリーワード検索

興味のあることや学びたいこと、将来になりたい職業などのキーワードを入力して検索できます。

◆授業での活用例

一人一台の端末を使用する「GIGAスクール構想」との相性が良く、「総合的な探求の時間」などの機会に、ワークシートを用いて興味のある大学等を調べ、グループで発表するなど、さまざまな進路選択支援・キャリア教育に活用することができます。

実際に授業で活用した高校生からの感想をご紹介します。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室
 ☎03(3230)7852・7853
 Eメール portrait@shigaku.go.jp

リーフレットのご案内

① 進路指導ご担当者向け

生徒の「好き」や「なりたい」をかなえるために

② 高校生・保護者向け

好きなことや学びたいこと、将来になりたい職業などのキーワードを入力して検索できる

大学ポートレート（私学版）

ぜひ、「大学ポートレート（私学版）」を生徒・保護者にご紹介いただき、進路選択支援・キャリア教育の新たなツールの一つとしてご活用ください。

○ 高校生の感想 ○
 ○どの大学も情報が同じ配置で表示されていて、各大学を比較しやすかった。
 ○学生支援の内容や大学の特徴がわかりやすく、今まで大学のホームページでしか見たことがなかったので、自分が得られなかった情報を得ることができて心強かった。
 ○大学のホームページで調べるときは、学部や入試情報ばかり気になってしまい、その大学の特色や学生数、どんな経緯で設立されたのかという基本的なことはわからないまま、どこの大学に行こうと考えていたけれど、いまいち現実感がなかったけれど、大学ポートレートを使ってみて、イメージが湧くようになった。

私立学校寄付金ポータルサイトをご活用ください

助成部 寄付金課



私学事業団では、私立学校の寄付募集に関する情報を紹介する「私立学校寄付金ポータルサイト」を設置しています。「私学事業団ホームページ」▼私立学校寄付金ポータルサイト▼。

本サイトは、私立学校が特色ある教育研究に取り組むためにさまざまな寄付の支援を求めていることを社会へ発信しています。ぜひ、寄付募集活動の一環として本サイトを「活用ください」。

◆掲載方法

大学から小学校を設置する学校法人は、本事業団の電子窓口から掲載依頼が可能です。電子窓口の電子ファイル一覧（寄付金課▼私立学校寄付金ポータルサイト）内にあるファイルを確認してください。提出後2～3日程度で掲載手続きが完了します。電子窓口が開設されていない学校法人は、寄付金課までお問い合わせください。

◆留意事項

本サイトはGoogleカスタム検索の機能を使用しているため、掲載手続き完了後、サイトへの表示に時間がかかる場合があります。また、掲載された情報は、更新されずに2年が経過すると自動的に削除されます。すでに

掲載している学校法人についても、適宜内容を見直し、改めて掲載手続きをしてください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 寄付金課

TEL 03(3230)7317・7318

Eメール kufukin@shigaku.go.jp



寄付金の使い道について

皆様からの寄付金は、よりよい教育を提供するために、様々な用途で使用されています。

災害復旧支援のための寄付募集

自然災害等により被災した学校を支援するための寄付募集情報です

特色ある教育を支援

私立学校が取り組む、建学の精神に基づいた特色ある多様な教育を応援したい。

特色ある研究を支援

私立の大学や短期大学、高等専門学校が取り組む独創的で発展的な特徴ある研究を応援したい。

奨学金による学生・生徒支援

私立学校に在籍する経済的に困難な学生や生徒に対する奨学金など、私立学校が独自で取り組む学生・生徒支援のための奨学金等の充実を応援したい。

国際交流の取り組みを支援

教育や研究上の国際交流の取り組みや学生・生徒等の留学支援、留学生に対する支援などを応援したい。

校舎や園舎など施設整備の支援

教育研究の発展のために必要な施設の設備や学生・生徒等の安全確保のために行う校舎等の修繕工事を応援したい。

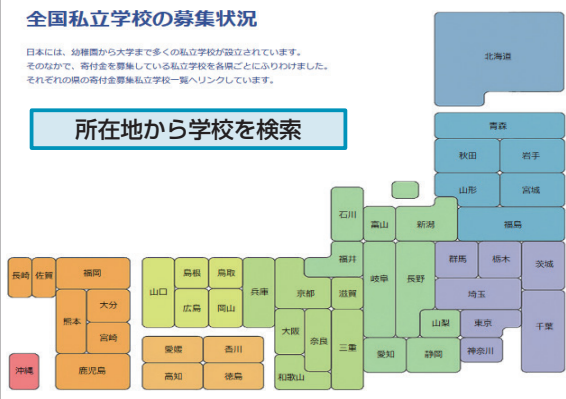
教育や研究のための設備購入支援

私立学校の特色ある教育や研究の実施に必要な図書や図書などの購入を応援したい。

全国私立学校の募集状況

日本には、幼稚園から大学まで多くの私立学校が設立されています。そのなかで、寄付金を集めている私立学校を掲載しております。それぞれの募集の寄付金募集私立学校一覧へリンクしています。

所在地から学校を検索



- ✓ すべての私立学校が無料で情報を掲載できます。
- ✓ 学校の特色、寄付金の使い道、学校所在地など、寄付者の視点で情報を検索できます。
- ✓ 寄付先が決まっていない寄付者を自校のホームページに誘導できます。（検索エンジンで「学校 寄付」と検索すると本サイトは上位に表示されます）

学校ページ（イメージ）

大学法人
学校法人東西学園

（がっこうほうじんとうざい）

法人概要

【所在地】 102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12 【地域】 東京都

【法人のHP】 https://www.shigaku.go.jp/ ※別窓で開きます

【寄付総合HP】 https://kifu-portal.shigaku.go.jp/ ※別窓で開きます

寄付金

教育充実募金（きょういっくじゅうじつぽきん）

【寄付金概要】

・教育研究施設設備等充実資金

【対象事業】 教育や研究のための設備購入支援

【税制除】 受託者指定寄付金 特定公益増進法人 個人：税額控除

【寄付金募集期間】 2022年4月1日～

東西大学を一層発展させるため、教育研究に必要な施設及び設備を建設・維持して参ります。学生の未来を応援するために何卒ご支援を賜りたく、よろしくお願ひ致します。

【お問い合わせ先】

【Tel】 03-3230-1321 【e-mail】 kufukin@shigaku.go.jp

「ねんきん定期便」及び「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」の送付

広報相談センター 相談班

ねんきん定期便

年金加入記録を確認していただくことを目的として、学校法人等を通して加入者の各年齢到達月に送付しています。「ねんきん定期便」が届きましたら対象者に配付をお願いします。

◆「ねんきん定期便」の種類

1 毎年通知（50歳未満と50歳以上の2種類）

直近13か月の標準報酬月額、標準賞与額、保険料納付額、加入月数及び年金見込額（※）を記載

2 節目年齢通知（35・45歳と59歳の2種類）

過去のすべての標準報酬月額、標準賞与額、保険料納付額、経歴等、加入月数及び年金見込額（※）を記載

※年金見込額

(1) 50歳未満

これまでの加入実績に応じた額

(2) 50歳以上

現在の加入条件で60歳まで加入したものと仮定した額

(3) 61歳以上で年金受給権発生前

これまでの加入実績に応じた額

「ねんきん定期便」には、見方を記

載したパンフレットを同封しています。

パンフレットの見本は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」

▼年金等給付▼年金加入記録・見込額等の通知▼「ねんきん定期便」の送付」に掲載しています。

に掲載しています。

◆よくある質問

Q1 「ねんきん定期便」に老齢年金の見込額が記載されていません。

A1 年金見込額が記載されていない場合は、次の理由が考えられます。

50歳以上

・年金受給権発生年齢に達している

・年金を繰上げ受給している

・受給資格期間が120月未満

50歳未満・50歳以上共通

・過去の加入期間に重複している記録がある

・私学共済制度加入前における厚生年金保険の資格喪失が未確認である

右記の理由に当てはまらない場合は、私学事業団にお問い合わせください。

Q2 6月1日生まれの加入者の年齢到達月は何月ですか。「ねんきん定期便」はいつ届きますか。

A2 誕生日の前日が年齢到達日にな

ります。よって、6月1日生まれの人は5月が年齢到達月になりますので、5月上旬に送付します。

Q3 51歳の加入者から「ねんきん定期便」に記載のある年金額は、必ず受け取ることのできる金額か」と聞かれましたが、どのように回答すればよいですか。

A3 50歳以上の場合は、現在の標準報酬月額で60歳まで継続して加入したものと仮定して老齢年金の見込額を算出しています。

今後の制度改正や本人の加入状況（標準報酬月額等の増額・減額・退職等）により変化しますので、必ず受け取ることのできる金額ではありません。おおよその目安として参考にするよう回答してください。

Q4 前月末で退職した人の「ねんきん定期便」が、学校法人等に送付されてきました。

A4 「ねんきん定期便」は送付月の前月に作成するため、資格喪失処理前に作成された場合は、在職者として学校法人等に送付します。お手数ですが、退職者に送付していただくか、本事業団に返送してください。

Q5 学校法人等を退職した後も「ねんきん定期便」は送付されますか。

A5 「ねんきん定期便」は、私立学校

を退職した後は、本人が加入している公的年金制度の実施機関から、年齢到達月に自宅宛てに送付されます。他の実施機関から送付された「ねんきん定期便」にも、本事業団の加入経歴が記載されますので、確認するよう案内してください。

退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知

退職等年金給付掛金の払い込み実績にかかる付与額と利息の累計額及び明細等をお知らせするものです。「ねんきん定期便」の節目年齢通知に併せて送付しています。

◆対象者

節目年齢の4か月前の加入記録で引き続き加入者期間が1年以上ある人

◆通知内容

・退職等年金給付加入期間（月数）

・付与額累計額

・利息の累計額

・付与額と利息の累計額

・加入期間各月の明細（標準報酬月額・標準賞与額・付与額・利息・付与額と利息の合計額など）

◆送付方法

・在職者は「ねんきん定期便」に同封し、学校法人等宛てに送付します。
・退職者（元加入者）は自宅宛てに送付します。

資格関係の報告内容の訂正

業務部 資格課

◆加入者証等が届いたとき

加入者証や加入者被扶養者証、確認通知書が届いたときは、すぐに記載内容を確認してください。氏名や生年月日に誤りのある加入者証等は、医療機関等で使用できない可能性があります。また、報告した報酬が誤っていると、掛金等や給付の額にも影響が出ます。報告内容の誤りが判明した場合は、速やかに訂正の手続きをしてください。

◆訂正や取り消し報告の注意事項

- 提出した書類の報告内容に誤りが判明した際は、その書類にかかる確認通知書が届いてから、訂正等の届出をしてください。
- 所属学校等変更報告を取り消して資格喪失する場合は、後任校からの取り消しを確認後に前任校から「資格喪失報告書DL」を提出してください。
- 加入者証等の記載事項に関する変更・訂正は、処理後に正しい加入者証等を交付します。以前の加入者証等は学校法人等で回収し、私学事業団に返納してください。
- 加入者住所の変更・訂正は、新しい加入者証等を交付しません。本人が住所欄を修正・変更してください。

訂正や取り消しの事例別・報告書一覧

訂正等の内容	報告書名
資格取得報告や所属学校等変更報告を取り消すとき	「資格取得報告等の取下げ申出書 DL」 ※所属学校等変更の取り消しは、後任校から提出してください。
資格喪失報告を取り消すとき	「資格喪失報告の取下げ申出書 DL」
資格取得日、資格喪失日、喪失事由を訂正するとき	「加入者資格取得日・喪失日等訂正申出書 DL」
加入者の生年月日、性別、氏名、住所を変更又は訂正するとき	「加入者異動報告書 DL」
被扶養者の生年月日、性別、氏名、続柄を変更又は訂正するとき	「被扶養者異動報告書 DL」
被扶養者の認定年月日や取消年月日、取消事由を訂正するとき	「被扶養者認定日・取消日等訂正申出書」 ※資格課へ連絡してください。
被扶養者の認定や被扶養者の取り消しを取り下げるとき	「被扶養者認定・取消申請の取下げ申出書」 ※資格課へ連絡してください。
資格取得時の報酬、定時決定（標準報酬基礎届書）、標準報酬月額改定届書の報酬月額を訂正するとき	「報酬月額訂正申出書 DL」
加入者の賞与等支給報告の誤りを訂正するとき	「賞与等訂正申出書 DL」
基礎年金番号の報告を訂正するとき	「基礎年金番号の報告の訂正」（任意の書式で依頼） ※加入者番号、氏名、生年月日、正しい基礎年金番号を記入し、基礎年金番号通知書等、基礎年金番号が確認できる書類の写しを添付して提出してください。
マイナンバーの報告を訂正するとき、外国居住等でマイナンバー未取得の人が帰国（来日）で取得し報告するとき	「マイナンバー更新連絡票 DL」

○報告書の記入方法、記入例は、報告書の裏面又は私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕の記入例を確認してください。

資格取得等の手続きは加入者が所属する学校から報告してください

業務部 資格課

私学共済制度では、加入者の記録を所属する学校ごとに管理して加入者番号を付番しています。採用や配属の際に提出する「資格取得報告書DL」や「所属学校等変更報告書DL」は、必ず加入者が実際に勤務している学校の所属として報告してください。特に、同一法人で複数の学校があるときは、所属学校に誤りのないよう注意してください。

◆都道府県補助金への影響

加入者保険料には、都道府県から補助金を受けています。ただし、補助金は、都道府県によって対象となる学種や補助率などが異なります。また、保育事業を併設する幼稚園や認定こども園など、同じ学種でも補助金に違いがある場合もあります。

学校法人等から提出された「資格取得報告書DL」等に基づいて決定した所属学校と、実際に勤務実態のある学校が相違していることが判明した場合、補助金に影響を及ぼし、都道府県等から指導を受けることがあります。報告内容を確認し、誤りがあれば、速やかに訂正等の手続きをしてください。

「被扶養者認定申請書」は
30日以内に提出してください

業務部 資格課

加入者の資格取得と同時に被扶養者を申請する場合や、被扶養者となる要件を備えたことにより申請する場合は、要件を備えた日から30日以内に「被扶養者認定申請書」を提出してください。30日を過ぎて提出した場合は、私学事業団で申請書を受け付けた日からの認定となります。

加入者が資格取得する際は、被扶養者の有無を確認し、資格取得日から30日以内に申請してください。

被扶養者の要件を
再確認してください

業務部 資格課

被扶養者が就職した、収入が増加した、同居が要件である人が別居した等、被扶養者の要件を欠いたときは、「被扶養者取消申請書」を提出してください。

後日、要件を欠いていたことが判明すると、遡って被扶養者の取り消しとなり、その間に受けた保険診療費等の返還が生じます。

4月は異動が多い時期ですので、手続きが遅れないよう注意してください。

掛金等の期限内納付及び
口座振替のお願い

業務部 掛金課
福祉部 貯金・貸付課

学校法人等は、毎月の掛金等及び貸付金の定期償還金を期限内に私学事業団に納付することが法令等で定められています。万一、期限を過ぎて納付した場合は、延滞金の負担が生じることがあります。

掛金等及び貸付の定期償還金は期限までに納付してください。

◆口座振替をご利用ください

毎月の掛金等の納付及び貸付金の定期償還は、口座振替（自動引き落とし）を利用してください。安全、確実で手数料もかかりません。

納付忘れ等の心配がなく、法人等確認書類も不要で便利です。手続きに必要な「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」※は、本事業団又はガーデンパレス共済業務課までFAXで請求してください（掛金等と貸付金の定期償還は別用紙です）。

なお、積立貯金は口座振替ができませんのでご了承ください。

※用紙の「金融機関確認」欄に取引金融機関の確認印がなくても受け付けます。金融機関への手続きは、本事業団が行いますので、学校法人等が必要事項を記入のうえ本事業団に提出してください。

性別記載欄の表示が
なくなりました

業務部 短期給付課

医療機関等を受診した際の自己負担額等を軽減するために、医療機関等の窓口で加入者証に添えて提出する次の四つの証については、令和5年4月交付分から性別記載欄がなくなりました。なお、3月以前に交付した証は引き続き使用することができます。

◆性別記載欄がなくなった証

- ・高齢受給者証
- ・限度額適用認定証
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・特定疾病療養受療証

これらの証について詳しくは、私学共済ホームページ「様式用紙等ダウンロード」▼内容（分類）別で探す▼医療機関等の窓口で使用する認定証等に関する手続きより確認してください。

様式用紙等の請求方法

広報相談センター 相談班

様式用紙等は、私学共済ホームページ「様式用紙等ダウンロード」から内容（分類）別又は用紙名（50音順）で

検索し、ダウンロードすることができます。また、一部のダウンロードできない用紙は、掲載しているファックス請求用フォーム又は任意の用紙に①学校名 ②学校記号番号 ③郵便番号・送付先住所 ④連絡先電話番号 ⑤担当者名 ⑥用紙名（様式番号は不要） ⑦必要枚数を明記し、FAX又は郵送で請求してください。なお、様式用紙等は変更となる場合があります。その都度、必要な枚数を請求してください。

請 求 先		様式用紙等の 請求専用FAX番号
広 報 相 談 セ ン タ ー 相 談 班		03(3813)1081
共 済 業 務 課	札 幌 ガ ー デ ン パ レ ス	011(222)6311
	仙 台 ガ ー デ ン パ レ ス	022(299)6296
	名 古 屋 ガ ー デ ン パ レ ス	052(957)1387
	大 阪 ガ ー デ ン パ レ ス	06(6393)9728
	広 島 ガ ー デ ン パ レ ス	082(262)1134
	福 岡 ガ ー デ ン パ レ ス	092(713)3581

療養費・家族療養費の請求手続き

業務部 短期給付課

職務上や通勤災害によらない病気やケガで医療機関等を受診したときは、加入者証等を使って保険診療を受けると、医療機関等の窓口での自己負担額は、原則3割となります。

ただし、加入者や被扶養者が表のようなくやむを得ない事情により保険診療を受けることができず、医療費等を全額支払った場合は、療養費又は家族療養費として請求することができます。

特に4月は、新規資格取得や被扶養者の認定が多く、表の事由による療養費・家族療養費の請求が例年多く発生しています。

請求の際は、手続き方法や必要な添付書類などに注意してください。

◆請求手続き

療養費又は家族療養費は、学校法人等を通して請求してください。請求後1か月程度で学校法人等宛てに通知及び送金しますので、加入者に渡してください。必要な書類は次のとおりです。

・「療養費・家族療養費等請求書DL」

（すべての給付事由に共通の請求用紙です）

・給付事由に応じた添付書類（表）

詳細は、私学共済ホームページ又は「事務の手引」を参照してください。

表 問い合わせの多い給付事由と対応する添付書類

	給付事由	添付書類
年度始めに多い問い合わせ	資格取得手続き中や、被扶養者認定申請手続き中により加入者証等が手元になく、やむを得ず医療機関等の窓口で一旦医療費を全額支払ったとき	・「診療報酬（医科・歯科・調剤）領収済証明書 DL」又は ・「診療報酬明細書（レセプト）の写し」と医療機関等が発行した「領収書（原本）」
	以前加入していた健康保険等の保険証を誤って使用したため、以前の健康保険等から返還を求められ、返還したとき	・以前の健康保険組合等に返還した際の「領収書（原本）」 ・以前の健康保険組合等から交付された「診療報酬明細書（レセプト）の写し」 ➡「診療報酬明細書（レセプト）の写し」は、開封厳禁の封筒に入った状態で交付されますので、開封せずに添付してください。
その他よくある問い合わせ	医師の指示により治療用装具（コルセット・関節用装具・小児弱視用治療用眼鏡・弾性着衣等）を作製・購入したとき	・治療上必要と認めた医師の「意見書」又は「指示書」等 ・治療用装具を購入した際に発行された「領収書（原本）」 ➡装具の種類、単価、担当した義肢装具士名等の記載があるもの ・靴型の治療用装具を購入した場合のみ、「靴型装具写真貼付台紙 DL」 ➡作製した靴型装具の写真を撮影し、台紙に貼り付けて添付してください。
	はり・きゅう・マッサージの施術を受けたとき	・当該施術を必要とする医師の「同意書」 ・鍼灸・マッサージ院から交付される「療養費支給申請書」 ➡傷病名、施術の内容、施術日、1回当たりの施術料等の記載及び施術にかかる料金を領収した旨の記載があるもの。申請欄・施術証明欄について記載がない場合は、「領収書（原本）」の添付が必要です。
	旅行等で海外に滞在した際に、医療機関等を受診したとき （治療目的で渡航した場合は対象外）	・「海外診療報酬（医科・歯科）明細書 DL」及び翻訳文 ➡医療機関等による記載及び証明が必要です。渡航の際にはあらかじめ用紙をダウンロードし、持参してください。 ・「外国診療記録書 DL」 ・パスポートの写し又は出入国証明書等、受診者の氏名や治療を受けた国への渡航記録が確認できるもの ・「調査に関わる同意書（海外療養費） DL」 ➡提出された書類に基づき、受診した医療機関等に確認を行う場合があります。

◆注意事項

・「療養費・家族療養費等請求書DL」は、受診者、受診月（暦月ごと）及び医療機関等ごとに作成してください。
・必要に応じて表以外の添付書類の提出をお願いすることがあります。

福島原発事故に伴う一部負担金免除の延長

業務部 短期給付課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における加入者及び被扶養者の一部負担金免除は、令和5年3月1日以後も引き続き行います。

免除を受けることができる期限

↓6年2月29日まで

◆免除対象者

帰還困難区域及び上位所得層（※）を除く旧避難指示区域等に居住する（していた）加入者等
※標準報酬月額が53万円以上に該当する加入者

◆免除要件や申請手続き

詳細は、私学共済ホームページ（重要なお知らせ）▼東日本大震災への対応（共済業務）をご覧ください。短期給付課までお問い合わせください。

「医療費助成資格届書」を届け出てください

業務部 短期給付課

◆届け出が必要なとき

地方自治体（市区町村）が実施している「子ども医療費助成」と家族療養費付加金等は調整されます。

被扶養者である子が「子ども医療費助成」の適用を受け、医療機関等の窓口で医療費の自己負担額が免除又は軽減される場合は、私学事業団に電話又は「医療費助成資格（登録・終了・変更・更新）届書」等で連絡してください。

◆調整のしくみ

私学共済制度では、医療費の自己負担を軽減するため、医療機関等の窓口負担が一定額以上になったときに、被扶養者の場合は家族療養費付加金及び高額療養費等の給付金を支給しています。

一方で、私学共済制度とは別に、加入者等が住んでいる市区町村によっては、「子ども医療費助成」を実施し、自己負担額の免除又は軽減を行っている場合があります。

本事業団では、医療機関等から提出される診療報酬明細書（自己負担額以外の医療費の請求書）に基づき受診した人の自己負担額や給付金の計算を行います。診療報酬明細書から「子ども医療費助成」を利用して窓口の自己負担額が免除又は軽減されている情報を

確認できないことがあるため、家族療養費付加金等の給付金を誤って支給し、後日、給付金の返還をお願いする事象が多く発生しています。

誤った支給を防ぐため、「子ども医療費助成」の適用情報を本事業団が登録することにより、給付金との調整を行います。

◆届け出が不要な場合もあります

市区町村によっては、「子ども医療費助成」の適用を受けていても、一旦は医療機関等の窓口で自己負担額を支払ったうえで、後日、市区町村の窓口で手続きをする場合があります（償還払い方式）。この場合は、市区町村が給付金との調整を行いますので、本事業団への届け出は不要です。

また、医療機関等から提出される診療報酬明細書に「子ども医療費助成」の情報を記載する市区町村についても届け出は不要です。

届け出が必要かどうかの詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼短期給付（健康保険）▼病気やケガをした▼医療費負担の軽減▼市区町村の医療費助成を受けているときを参照してください。

令和5年度

団体信用生命保険料充当金率

（住宅貸付）

福祉部 貯金・貸付課

加入者が負担する令和5年度の団体信用生命保険料充当金率は、4年度と同じく貸付金残高1万円につき3円48銭となりました。

団体信用生命保険に加入している借受人の所属する学校法人等には、3月15日（水）に個人別の「保険料充当金変更通知書」（4年度末の貸付金残高を基に算出した充当金額）を発送しましたので確認してください。

加入者貸付の借受人に退職手当等を支給したとき

福祉部 貯金・貸付課

住宅貸付の借受人に退職手当等を支給したときは、再雇用等により加入者資格を喪失しない場合であっても、未償還元利金を退職手当等から控除し、即時償還しなければなりません。学校法人等で「退職手当支給証明書（支給予定報告書）」を作成し、提出してください。

住宅貸付以外の借受人に対しても、退職手当等を支給する場合は、将来の負担を軽減するために、任意償還を勧めてください。

ホームページ及び「共済だよりレター」の周知をお願いします

広報相談センター 広報班

私学共済制度の情報や各種サービスの提供等を知っていただくため、加入者へ周知をお願いします。

◆私学共済ホームページ

「加入者向けページ」には、加入者を対象とした最新のお知らせや、利用頻度の高い情報、問い合わせの多い情報を掲載しています。

また、「よくある質問（Q&A）」は、給付等の手続きをする際の不明点の解消にご利用いただけます。

◆加入者向広報「共済だよりレター」

季刊誌として5月・7月・10月・1月の初旬にデジタル版を発行し、私学共済ホームページに掲載しています。

時機に応じた私学共済制度に関する情報を分かりやすく説明し、絵画・健康・旅行など加入者に興味を持っていただけるような読み物記事も掲載しています。

また、読者参加による誌面作りのため、表紙絵等の作品募集やバズル応募を行っており、採用者等には賞品をお贈りしています。

詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼刊行物▼加入者向けの刊行物▼加入者向広報「共済だよりレター」をご覧ください。

加入者貸付のご案内

福祉部 貯金・貸付課

加入者貸付は、加入者が臨時に資金を必要とするときにその資金を貸し付ける制度です。

加入者貸付制度の概要

◆貸付利率（令和5年4月1日現在）

変動金利 年1・26%
（災害貸付 年1・00%）

◆貸付種類と金額

- ・一般貸付、結婚貸付、災害貸付、医療・介護貸付
- 標準報酬月額6か月相当額の範囲内上限200万円
- ・教育貸付
- 標準報酬月額の12か月相当額の範囲内上限500万円
- ・住宅貸付
- 申し込み時点での退職手当金額＋上乗せ額の範囲内上限2000万円

注 手続書類は、加入者及び学校法人等代表者の押印が必要です。

◆貸付けの償還

借り受けた月から毎月の返済（元利均等償還）を開始します。学校法人等は定期償還額を給与等から控除して私学事業団に払い込んでください。貸付けの定期償還は口座振替をお勧めします。

また、申し出により、貸付金額の全部又は一部を任意に償還することが可能です。

◆償還の確実性

退職時まで全額償還できる見込みがあることを確認してください。他の借入金や高額な貸付けにより生活に深刻な影響を及ぼすことがないよう、加入者に説明してください。

申し込みの流れ

事務担当者は、貸付け申込時に図の事項を確認してください。

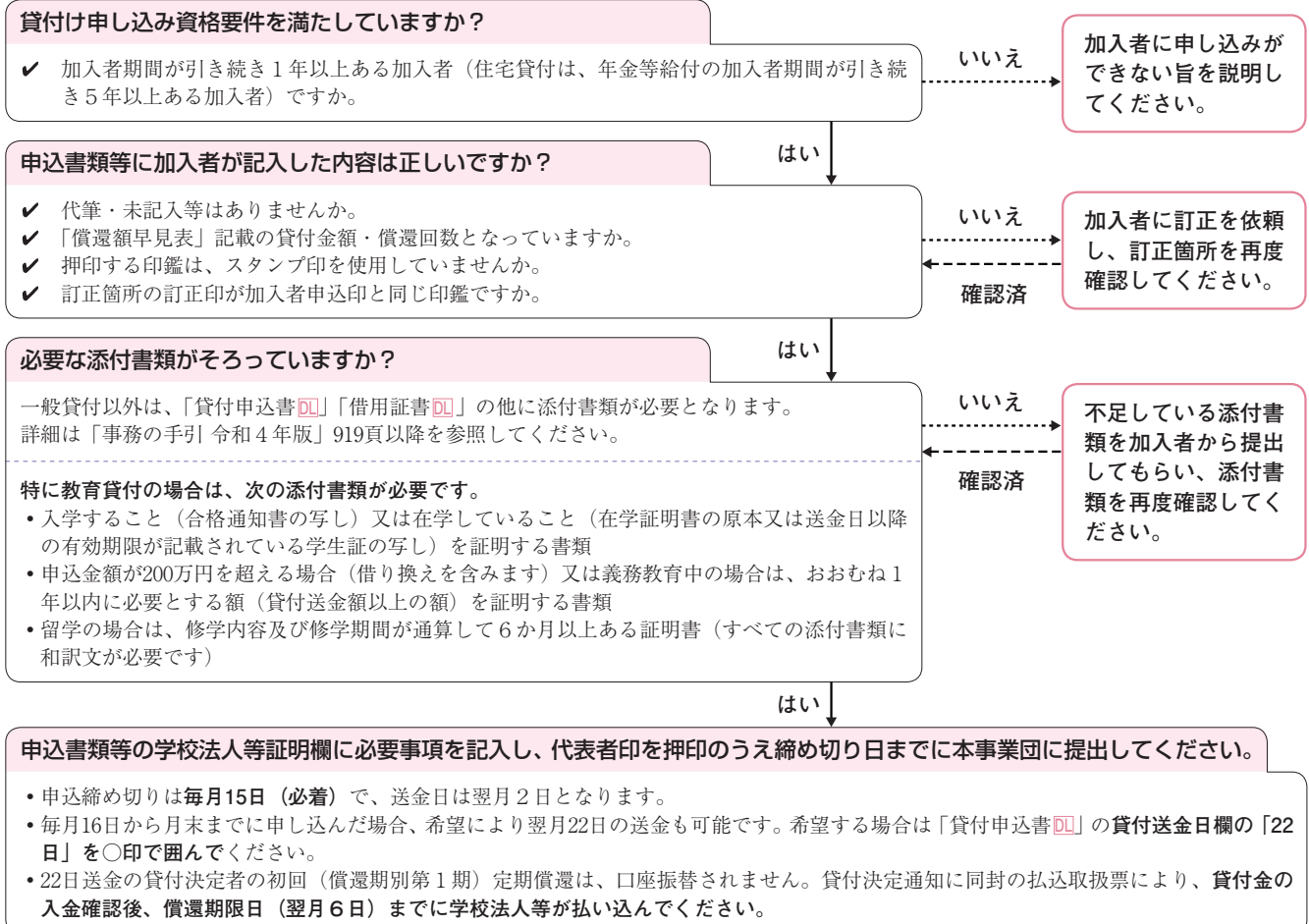
◆申込時の注意事項

- ・申込書類等は締め切り日に対して余裕をもって提出するよう、ご協力ください。
- ・住宅貸付は申し込みの際に「団体信用生命保険制度」に加入できます。加入を希望する場合は、「だんしん告知書」の提出が必要です。

加入者貸付の詳細は、私学共済ホームページ（私学共済事業のご案内）福祉事業（加入者貸付）、「刊行物」事務担当者向けの「刊行物」又は「事務の手引」を参照してください。

加入者貸付の詳細は、私学共済ホームページ（私学共済事業のご案内）福祉事業（加入者貸付）、「刊行物」事務担当者向けの「刊行物」又は「事務の手引」を参照してください。

図 申し込みの流れ



令和5年度ガーデンパレス共済業務課主催 各種説明会

広報相談センター 相談班

ガーデンパレス（京都を除きます）共済業務課では、地域の加入者や事務担当者を対象に各種説明会を開催しています。

参加費は無料ですので、ぜひ参加してください。

なお、申し込み人数が少ない場合や新型コロナウイルスの感染状況等によっては、中止する場合もあります。

加入者向け説明会

日々の生活に役立つ

私学共済制度を学びましょう

◆内容

加入者の日々の生活を支える共済制度について説明します。病気やケガをしたときの短期給付や老後の生活を支える年金のしくみを始め、人間ドック利用費用補助や各種補助券の利用方法など加入者に役立つ情報をお知らせします。新しく加入した人から共済制度を一から知りたい人まで、幅広く参加できます。

◆参加対象者

加入者及び事務担当者

◆開催日程・申し込み方法

各共済業務課発行のブロック広報誌

又は私学共済ホームページ（お知らせ）を参照していただくか、各共済業務課までお問い合わせください。

年金説明会

将来に備えて

年金制度を学びましょう

◆内容

退職後の生活を支える年金制度について説明します。
「年金はいつからもらえるの?」「いつ、どのような手続きをすればいいの?」など基本的な内容を、「ねんきん定期便」などを参考に、老齢の年金について分かりやすく説明します。
年金のことがまったく分からない人でも安心して参加できます。
※遺族厚生年金、障害厚生年金の説明はありませんので注意してください。

◆参加対象者

加入者及びその家族、事務担当者

◆開催日程・申し込み方法

各共済業務課発行のブロック広報誌又は私学共済ホームページ（お知らせ）を参照していただくか、各共済業務課までお問い合わせください。

地域事務担当者向け説明会

すぐに役立つ共済事務を学べます

◆内容

私学共済の事務にかかる基本的な内容や手続きについて、事例を挙げて説明します。

毎年必ず行う事務手続きや質問の多い事項など、テーマを絞った内容で2時間程度行います。

日々の共済事務への理解を深める機会にしてください。

◆参加対象者

事務担当者

◆開催日程・申し込み方法

説明会を開催する地区の学校法人等に開催案内を別途送付します。開催案内に同封の「地域事務担当者向け説明会参加申込書」に参加者を記入のうえ、各共済業務課まで郵送により申し込んでください。

学校訪問型説明会

学校法人等に講師を派遣します

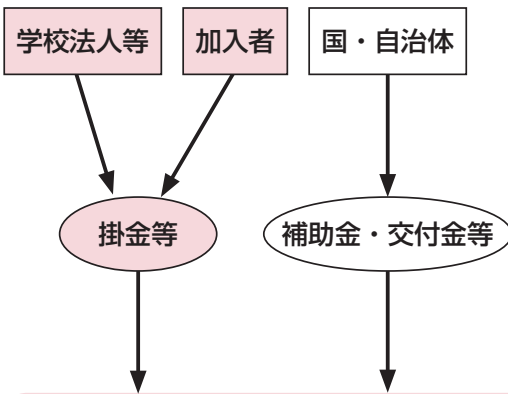
◆内容

共済業務課職員が、学校に直接訪問して、私学共済制度の概要等を説明します。

学内の研修や教職員向けの説明会などに活用できます。

詳細は、各共済業務課までお問い合わせください。

ブロック名	担当都道府県	ガーデンパレス名	電話番号（直通）	ブロック広報誌
北海道	北海道	札幌ガーデンパレス共済業務課	011（222）6234	きらら
東北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	仙台ガーデンパレス共済業務課	022（299）6231	ハーモニー
関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨	東京ガーデンパレス共済業務課	03（3812）2577	Promenade
中部	富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重	名古屋ガーデンパレス共済業務課	052（957）1388	すこやか
近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	大阪ガーデンパレス共済業務課	06（6393）9701	Present
中国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知	広島ガーデンパレス共済業務課	082（262）1134	SunSunニュース
九州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	福岡ガーデンパレス共済業務課	092（752）0651	そよ風



私学共济制度は社会保障制度の一つです

私立学校に勤務する教職員（一部を除きます）は、私立学校教職員共済法により私学共济制度の加入者になります。自分の意思で加入したり、脱退したりすることはできません。

私学共济制度の財源は、学校法人等と加入者が負担する掛金等と国等からの補助金等で成り立っています。

私学共济制度のあらまし

新しく私学共济事務担当者となる皆さんへ

共済業務

私学共济制度の三つの事業

短期給付事業

加入者と被扶養者の病気・ケガ・結婚・出産・死亡・休業や災害などに対して給付されます。
*民間企業に勤務している人が加入する「健康保険」に相当するものです。

年金等給付事業

加入者が一定の年齢に達したときや退職したとき・障害の状況になったとき・死亡したときに、加入者や遺族の生活の安定のために年金や一時金が給付されます。

福祉事業

「日常生活をより豊かに、より健康に」をテーマに、八つの福祉事業を行っています。

※各事業の詳細は、私学共济ホームページをご覧ください。<https://www.pmac.shigaku.go.jp/>

短期給付事業（健康保険）

医療機関等を受診したときの一般的な例

医療費のすべてを加入者・被扶養者が自己負担するのではなく、7割は私学事業団が医療機関等に支払います。このことを **療養の給付**（現物給付）といいます。

総医療費

7割

窓口負担
原則 3割

医療機関等の窓口で加入者証等を提示することにより、原則3割が自己負担となります。

医療機関等の窓口負担が一定額以上になったときは、高額療養費・一部負担金払戻金などが支給されます。自動払いのため、**手続きは必要ありません**。

手続きが必要な主な給付（現金で給付されます）

●病気になったとき

療養費 **家族療養費**

やむを得ない理由により加入者証等を使わず、一旦医療費の全額を立て替え払いしたとき（12頁参照）

移送費 **家族移送費**

転院等の際、症状が重いため緊急やむを得ず、医師の指示で寝台自動車等を利用したとき

●休業し報酬が減額又は無給となったとき

傷病手当金

職務によらない病気やケガにより休業したとき

出産手当金

出産により休業したとき

休業手当金

家族の病気やケガなどにより加入者が休業したとき

●結婚したとき

結婚手当金

加入者が結婚したとき

●出産したとき

出産費 **家族出産費**

※直接支払制度を利用しなかったときは請求が必要です。

●死亡したとき

埋葬料 **家族埋葬料**

●災害にあったとき

災害見舞金

水震火災やその他の非常災害により住居や家財に損害を受けたとき

弔慰金 **家族弔慰金**

水震火災やその他の非常災害により死亡したとき

※他にも私学事業団が独自に定めた付加給付、一部負担金払戻金があります。

お問い合わせの際には

私学共济制度に加入すると、所属学校単位に加入者番号を付番します。お問い合わせの際には、学校記号番号又は加入者番号を伝えてください。

なお、令和3年3月以降に発行された加入者証等には枝番が付番されていますが、照会の際に枝番は不要です。

加入者証の記号・番号の例

記号	1	1	A	9	9	9	9	番号	9	9	9	9	枝番	9	9
	県コード		学種	学校番号				個人番号							
	学校記号番号														
	加入者番号														

年金等給付事業

厚生年金保険給付

平成27年10月に被用者年金制度が一元化し、私学共済制度における年金の加入期間は厚生年金保険の被保険者期間とみなされ、私学事業団は当該期間にかかる厚生年金保険の給付を行う実施機関になっています。

退職等年金給付

被用者年金制度の一元化により廃止された、共済年金の「職域部分」に代わる給付です。財政運営については積立方式、給付設計はキャッシュバランス方式を採用しています。

給付の種類	概要	厚生年金保険給付	退職等年金給付
老齢・退職給付	生年月日や加入期間に応じて、一定の年齢に達したときや退職したときに支給されます。	老齢厚生年金、脱退一時金（日本国籍を有さず年金を受けられない人のみ）	退職年金、脱退一時金（日本国籍を有さず左記脱退一時金を請求している人のみ）
障害給付	加入期間中に初診日がある病気やケガで、障害認定日（原則初診日の1年6か月後）に障害等級（※）が1～3級に該当するときに支給されます。 ※障害等級は障害者手帳と必ず一致するものではありません。	障害厚生年金、障害手当金（障害等級3級の程度より軽い状態で一定の要件に該当したとき）	職務障害年金（通勤災害は対象外）
遺族給付	加入者又は加入者であった人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた遺族に支給されます。遺族の順位は、①配偶者、子 ②父母 ③孫 ④祖父母です。	遺族厚生年金	職務遺族年金（通勤災害は対象外） 遺族一時金

福祉事業（福利厚生）

保健事業

特定健康診査・特定保健指導、ヘルスケアポイント、人間ドック利用費用補助事業、メンタルヘルス等相談事業、郵送検診、出産祝品等の贈呈、各種割引事業などを行っています。

医療事業

直営の医療施設として、東京臨海病院を運営し、加入者及び被扶養者に高度で適切な医療を提供しています。

宿泊事業

全国にホテル「ガーデンパレス」（札幌・仙台・東京・名古屋・京都・大阪・広島・福岡）を8か所、宿泊所・保養所（箱根・湯河原・葉山・鎌倉・金沢・軽井沢・志賀高原・京都）を8か所運営しています。

積立貯金事業

加入者の毎月の給与や賞与から貯金を受け入れ、安全に運用することで、有利な利率（※）で還元しています。
※年利 0.15%（半年複利）
金融情勢の変動等により変更する場合があります。

積立共済年金事業

拠出型企業年金保険制度で、在職中に積み立てた積立金を原資として退職後に年金や一時金等の給付が受け取れます。
税制適格コース（個人年金保険料控除の対象）と自由選択コース（一般の生命保険料控除の対象）があります。

共済定期保険事業

スケールメリットをいかした保険料で、死亡した場合や高度障害となった場合に保険金が給付されます。
1年更新の団体保険制度で、個人加入コースと学校加入コースがあります。

生涯生活設計の支援事業

教職員生涯福祉財団と共催で、退職後を含めた生活設計に必要な知識や情報を提供するセミナーを開催しています。
また、通信研修・講座等の割引斡旋を行っています。

貸付事業

一般、教育、結婚、住宅、災害、医療・介護貸付の6種類の加入者貸付が利用できます。
加入者貸付の送金から償還金の払い込みまでのすべての手続きは、所属校を通して行います。

詳細は、「私学共済ブック [2022・2023]」をご覧ください。
私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」刊行物▶加入者向けの刊行物▶でも閲覧できます。



共済業務に関する電話での相談サービス

共済業務にかかる各種相談、年金の試算及び証明書の交付などは、共済事業本部の他、ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課でも行っています。

お問い合わせの多い時期のため、共済事業本部への電話がつながりにくい状態となっていますので、お近くの共済業務課もご利用ください。

受付時間：月～金曜日 9:00～17:15
（祝日及び年末年始を除きます）

共済事業本部（代表） ☎03(3813)5321

共済業務課 (直通)	札幌ガーデンパレス	☎011(222)6234
	仙台ガーデンパレス	☎022(299)6231
	名古屋ガーデンパレス	☎052(957)1388
	大阪ガーデンパレス	☎06(6393)9701
	広島ガーデンパレス	☎082(262)1134
	福岡ガーデンパレス	☎092(752)0651

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm共済業務 <https://www.pmac.shigaku.go.jp/> (私学共済ホームページ)

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

積立貯金の前期募集が始まります

前期申出期間 4月26日(水)～5月25日(木)

積立貯金の新規申し込み、既加入者の積立金額変更及び中断している積立貯金の復活を希望する場合は、申出期間内に手続きしてください。なお、積立貯金のパンフレットは3月24日(金)に発送しました。追加でパンフレットが必要な場合は福祉部貯金・貸付課貯金係まで連絡してください。また、私学共済ホームページ[私学共済事業のご案内▶福祉事業▶積立貯金]にも掲載しています。

●制度のあらまし

- 利率 年利0.15% (半年複利。利率は、金融情勢の変動等により変更する場合があります)
- 積立金額単位 1,000円単位
- 積み立て方法 (②のみの積み立てはできません)
 - ①定時積立金 毎月の給与から積み立て
 - ②臨時積立金 年3回、夏期・冬期・春期の賞与等から積み立て
- 今回の申し込みによる積み立て開始時期
6月の給与から[払込期限は7月10日(月)]

●申し込み方法 (所定の用紙で申し込んでください)

- 新規加入 「貯金加入申込書」
- 積立金額の変更 「積立金変更申込書」
- 積立貯金の復活 「積立中断・復活届書」

私学共済事務担当者は、加入者から提出された書類を学校単位で一括して「貯金関係書類送付内訳書」を添付のうえ、申出期間内に提出してください。

●送付先 (積立貯金書類専用)

〒101-8709 日本郵便(株) 神田郵便局私書箱第103号
私学事業団共済事業本部 貯金係

無効の加入者証等の回収と返納のお願い

加入者が資格喪失したときや、被扶養者の取り消しをしたときは、無効となった加入者証や加入者被扶養者証等を必ず返納してください。任意継続加入者となる時も、加入者証・加入者被扶養者証等は新たに交付しますので、回収のうえ返納してください。

返納された加入者証等は、機械で読み取ります。切断したり、テープで貼り付けたりせず、加入者証等のみ送付してください。報告書等を重複して受け付けする事故につながりますので、提出済みの報告書等の写しは添付しないでください。

【業務部 資格課】

共済事業本部へのお問い合わせが多い時期のため、電話がつながりにくい状態となっています。特に月曜日の午前中は大変混雑しております。また、連休明けも混雑が予想されます。ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。お問い合わせは、お近くのガーデンパレス共済業務課も利用してください(17頁参照)。

令和4年度 特定健康診査にかかる
健診結果データの提出期限

令和4年度分の健診結果の最終提出期限は、5月15日(月) 必着です。この期限を過ぎると、健康情報冊子「QUPiO Plus(クピオ プラス)」を送付できません。期限までの提出にご協力をお願いします。【福祉部 保健課】

貸付けの申込締め切り日に
注意してください

令和5年5月2日(火)送金分は4月14日(金)、5月22日(月)送金分は4月28日(金)が締め切り日となります。締め切り日(毎月15日及び月末)が土・日曜日又は休日の場合は繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貯金・貸付課】

4 月の共済業務スケジュール

3日(月)	貸付 送金
6日(木)	貸付 3月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付 5月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(木)	貯金 送金
24日(月)	貸付 送金
25日(火)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(金)	掛金等 3月調定分口座振替(自振校のみ) 貸付 4月分定期償還口座振替(自振校のみ) 貸付 5月22日送金分申込締め切り

5 月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金等 3月調定分納期限
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 4月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限(必着)
15日(月)	貸付 6月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り 特健 特定健康診査結果データ提出期限 (令和4年度最終・必着)

INFORMATION

(「月報私学」はホームページにも掲載しています)

令和5年度 日本私立学校振興・共済事業団職員募集

私学事業団では、以下のとおり令和5年度職員採用試験を行いますので、関係者へご案内ください。
受験手続き、その他詳細については私学事業団ホームページ〔採用・募集情報〕にてご確認ください。

- 受験資格…平成6年4月2日以降生まれの者で学校教育法による大学の学部を卒業（又は大学院の修士課程を修了）した者、もしくは令和6年3月までに卒業（又は修了）見込みの者又は本事業団がこれらと同等と認めた者
- 採用予定人数…10名程度
- 採用予定年月日…令和6年4月1日（既卒者は令和5年度中に採用の場合あり）
- 受験申込期間
令和5年4月3日(月)～5月8日(月)

- 第一次試験（教養・作文）
令和5年6月25日（日）
- 第二次試験（第一次試験合格者に対する面接等）
令和5年7月（予定）

【問い合わせ先】

総務部 人事課

☎ 03(3230)7884、03(3813)9518

Eメール jinji@shigaku.go.jp

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

経営相談のご案内

私立学校の経営の改善及び安定に寄与するため、経営相談を実施しています。

学園の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスします。

●相談内容の例

- ①中長期計画・経営改善計画
- ②財務等分析
- ③学生生徒等の確保
- ④人事政策
- ⑤収入確保
- ⑥経費削減
- ⑦その他の課題

●経営相談の申込書等について

- ◆大学・短期大学・高等専門学校法人

3月17日に電子窓口に掲載

- ◆高等学校・中等教育学校法人

3月17日に理事長宛てに送付

令和5年度において経営相談を希望される場合には、必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。

◎申し込み締め切り日：令和5年4月21日(金)

【私学経営情報センター 経営支援室】

☎03(3230)7828・7830

Eメール shien@shigaku.go.jp

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご確認ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。

令和5年4月は、「令和4年度私立大学等経常費補助金に係る申請内容の確定報告」について等を掲載します。

【助成部 補助金課】

☎03(3230)7300~7314

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

会計処理等のご質問・ご相談を承っています

私学経営情報センター私学情報室では、会計処理をはじめ、私学経営全般にわたる事項についてご質問、ご相談を承っています。ぜひご利用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846~7848

Eメール center@shigaku.go.jp

「自己診断チェックリスト」をご活用ください

令和4年度版「自己診断チェックリスト」を私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶経営支援・情報提供▶自己診断チェックリスト〕に掲載しています。

自法人の経営状態の把握や経営改善に向けた取り組みにぜひお役立てください。

【私学経営情報センター 経営支援室】

☎03(3230)7829・7831

Eメール shien@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

加入者のご予約は公式ホームページからの予約が断然お得です

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
Gp 東京カーテンパレス

〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎03(3813)6211(代表)
JR・東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」駅から徒歩5分。東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅
(B1出口)から徒歩5分 <https://www.hotelgp-tokyo.com>

東京たびストーリー「プレミアム洋食」

夕食は、旬の食材を使用した料理長お褒めの洋食フルコース料理をご堪能いただけます。ホテルならではのコース料理をお楽しみください。

スーペリアツインルーム

1泊2食(2名1室/1名様) 11,050円～17,150円

取扱期間: 通年(特定日・年末年始を除きます)

特典: 14時チェックイン・12時チェックアウト

・「旅ストーリーパスポート」のスタンプ押印対象プランです。

・「旅ストーリーパスポート」は全国8会館合同の特典満載のスタンプ集です。



プレミアム洋食(イメージ)

箱根 対岳荘

〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎0460(82)2094
JR「小田原」駅・箱根登山電車「箱根湯本」駅から徒歩2分。
箱根登山電車「大平台」から徒歩5分

あじさい 味彩プラン

箱根連山を望む、「対岳荘」自慢の掛け流し温泉で湯浴みをした後は、吟味した食材を使用した会席料理をご賞味ください。

1泊2食(2名1室/1名様)

平日 13,500円～

土曜・休前日・繁忙期 14,000円～

取扱期間: 通年(年末年始を除きます)

※日帰り温泉(大人800円)もご利用いただけます。お越しの際はお問い合わせください。



掛け流し温泉(自家源泉)

融資事業のご案内

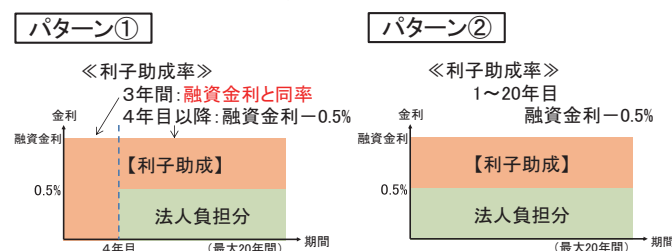
詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図: 返済期間20年の場合】



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。

※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利(令和5年3月現在)

主な事業内容	返済期間(据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年%	年%	年%	年%
校舎などの建築・用地取得	1.70	1.30	0.70	0.60
寄宿舎などの建築・用地取得	1.80	1.40	0.80	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.70	(5.5年以内) 0.50

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862~7864、7866~7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp